

令和 8 年度大分市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託事業者審査実施要領

1. 業務名

令和 8 年度大分市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務目的

「まち・ひと・しごと創生第 3 期大分市総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3. 業務内容

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

委託契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5. 委託料の算定方法等

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、見積書に受託料率を示すこと。

なお、受託料率は 20%以内 かつ 寄附 1 件あたりの委託料支払いの上限は 100 万円（税抜き）とする。支払時期については、契約締結時に協議する。

6. 委託方法等

企画提案の申込みを受け付け、書類審査の結果、審査基準を満たす者について随意契約を締結し、業務を委託するものである。

なお、申込書受理以降、契約締結までの期間はおおよそ 4 週間程度を想定している。

7. 申込資格等

(1) 申込資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- ① 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に精通していること。
- ② 業務を適切に遂行するに足る能力を有する法人（企業共同体を含む）であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、入札の参加を制限されていないこと。
- ④ 参加申込書の提出の日から契約候補者選定までの間に、国または地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立

てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または第 6 号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

(2) 業務実施上の条件

実施に当たっては、契約の履行の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ大分市の承認を得るものとする。

8. 申込方法等

(1) 申込提出書類

申し込む際は次の書類を提出すること。

なお、下記の様式は大分市ホームページからダウンロードできる。

書類名称	様式	提出部数	
		正本	副本
①申込書	様式 2	1 部	-
②誓約書	様式 3	1 部	-
③会社概要書	任意様式（会社パンフレット等）	1 部	3 部
④企画提案書	任意様式 ※ 用紙サイズは A4 判。片面カラー印刷。文字ポイント 10.5 ポイント以上。審査基準を踏まえた提案を行うこと。）	1 部	3 部
⑤実績書	様式 4 ※ <u>過去 2 年以内に国または地方公共団体における、本業務と同種または類似する実績がある場合は、代表的なものを 2 件以上記載すること。</u>	1 部	-
⑥見積書	様式 5	1 部	-
⑦法人登記簿または商業登記簿謄本	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。	1 部	-
⑧印鑑証明書	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。	1 部	-
⑨納税証明書	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。	1 部	-

※上記⑦～⑨については、申請日時点において「大分市物品等供給契約競争入札参加資格」を有している場合は、提出は不要とする。

※上記⑨については、以下の証明書を提出すること。

税目	内容	請求先
市税 ※大分市内の事業者のみ提出	市税の滞納が無いことの証明	大分市税制課
法人税 消費税及び地方消費税	未納税額の無いことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の3」）	本店所在地管轄の税務署

(2) 質問等

申込みにあたり、質問がある場合には次の書類を提出すること。

提出方法	「質問書（様式1）」によりEメールにて提出すること。
提出期限	令和8年6月12日（金）必着
提出先	大分市 企画部 企画課 Eメール：kikaku@city.oita.oita.jp ※件名は「【質問書】大分市企業版ふるさと納税マッチング支援事業（事業者名）」とし、Eメール送信後は大分市担当者に受信確認連絡をすること（電話：097-537-5603）。
回答方法	質問者あてにEメールで回答する。

(3) 受付期間及び申込方法等

受付期間	令和8年6月4日（木）～令和8年6月25日（木）必着 ※受付時間：8時15分～17時15分（土日・祝日を除く）
申込方法	持参または郵送
申込先	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市 企画部 企画課
注意事項	①提出された書類は返却しない。 ②審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出や関連事項の聴取を求めることがある。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

審査については書類審査とする。

提出書類について、大分市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託候補事業者審査委員会において、別に定める評価点審査基準に基づき、審査及び評価を行う。

評価点において、平均60点以上を獲得した事業者を委託候補事業者とし、以後契約に向けた協議を行う。

(2) 審査項目

- ① 寄附見込企業に対する働きかけの方法は、効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
- ② 自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。
- ③ PR に対する助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。
- ④ 提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
- ⑤ 制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ⑥ 提案内容の業務実施頻度及び時期は妥当か。
- ⑦ 適切かつ費用対効果が見込める受託料率であるか。

(3) 結果の通知

審査結果は、申込事業者に対し、審査終了後 E メール及び文書により通知する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは委託候補事業者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- ② 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ③ 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと大分市が判断したとき。

11. 契約

委託候補事業者との契約内容に関する協議が調い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

12. その他

- ① 書類郵送トラブルによる損害等については、大分市は一切責任を持たない。
- ② 書類提出に関する費用は申込者負担とする。
- ③ 申込及び提案並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ④ 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び大分市財務規則等の関係諸法令に定めるところにより処理する。

<問合せ先>

〒870-8504

大分市荷揚町 2 番 3 1 号

大分県大分市 企画部 企画課

電 話 : 097-537-5603

Eメール : kikaku@city.oita.oita.jp